

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人高知南福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に於いて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所としない者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 非常勤の役員 報酬 (役員退任慰労金を含む)
 - (2) 評議員 報酬
- 2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 1 個々の評議員の報酬は、評議員会等に出席した日ごとに1回につき5,000円を支給する。
- 2 理事及び監事の報酬は施設長等を除く他の理事監事に対し毎年度200万円を超えない範囲で支給する。
- 3 支給の基準は理事会運営規則第18条に基づき支給する。

(支給の方法)

第5条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、理事会及び評議員会開催の都度支払、その他職務については、4半期分毎支払う。(6月、9月、12月、3月)

(支給の形態)

第6条 報酬等は、現金をもって本人に支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった事項等を控除して支給する。

附 則

- 1 この支給基準は2019年(令和元年) 6月23日制定し、平成31年4月1日に遡って適用する。
- 2 2020年(令和2年) 6月8日一部改正(第4条)し、令和2年7月1日より施行する。
- 3 2025年(令和7年)6月22日一部改正(第4条)し、令和7年7月1日より施行する。